

2008年3月14日

文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室様

氏名：くすりの適正使用協議会（理事長 海老原 格）

職業：団体

住所：東京都中央区日本橋小伝馬町4-2 第23 中央ビル5F

電話番号：03-3663-8891

意見：下記

医薬品は私達の健康、生命の維持、増進にとってなくてはならないものです。しかし、医薬品は効き目という良い面だけでなく副作用という不都合な面も抱えており注意深く用いる必要があるものです。

こうした不都合な面を、できるだけ抑え、良い面を最大限に引き出して用いる、つまり適正に用いることが、医薬品にとって生命線になります。

当協議会では、患者さん、医師、薬剤師など医薬品に直に関わる人々に対して「医薬品の適正使用」を啓発し、普及する活動を長年に亘って展開しております。

近年その一環として、児童、生徒を対象にした「くすり教育」に取り組み、教育現場での実践にも移しております。学校教育で医薬品の本質を学ぶことが医薬品適正使用の認識につながり、一生涯安全にそして安心して医薬品を用いられるようになると考えるからです。

以上の観点から、中学校学習指導要領案に関して、以下のように意見を申し上げます。
どうぞ宜しくお願いします。

その前に、改めて今回の学習指導要領案を鋭意取りまとめられましたことに厚く敬意を表します。

1 中学校学習指導要領案 第7節 保健体育[保健分野]について

- (1) 2内容(4)中の「医薬品は、正しく使用すること」について、3内容の取扱いに記述する。

例えば、「医薬品の有効性と副作用を踏まえた使用について取扱う」

- (2) 3 内容の取扱い (1) 中の「内容の (4) は第 3 学年で」について、「内容の (4) は第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年で」とする。
- (3) 3 内容の取扱い (8) 中の「薬物は、覚せい剤や大麻等を」について、「薬物は、医薬品、覚せい剤や大麻等を」とする。

－理由－

薬物乱用は、覚せい剤や大麻に限られるものではありません。医薬品もそうなのです。例えば、市販の鎮がい去たん剤（家庭麻薬を配合したもの）、リタリン R（メチルフェニデート塩酸塩）の乱用は社会問題となっております。しかも乱用問題は低年齢化が進んでおり、第 3 学年からでは遅すぎます。

更に付言しますと、市販の医薬品が中心になりますが、危なっかしい使い方が進んでいます。頭が痛いから、疲れ気味だからと効き目だけに着目した安全性を考慮しない用い方をする人、それも低学年から、が多く見受けられます。

早い段階から医薬品の本質を学ぶことでこうしたことが抑えられると思っています。

なお、海外におけるくすり教育を紹介しますと、イギリスでは児童の時から医薬品を含めた薬物教育が系統的に行われています。

以 上